

令和7年石狩市教育委員会会議（11月定例会）会議録

令和7年11月28日（金）
市役所本庁舎 第2委員会室

開会 13時30分

○委員の出欠状況

委員 氏名	出席	欠席	備考
教育長 西田正人	○		
委員 松尾拓也	○		教育長職務代理
委員 根本壽夫		○	
委員 鈴木里美	○		
委員 朝倉恵	○		

○会議出席者

役職名	氏名
学校教育部長	中西章司
社会教育部長	伊藤学志
学校教育部次長（学習指導担当）	澤口敏之
総務企画課長	笠井剛
学校教育課長	高石康弘
教育支援課長	山本健太
学校給食センター長	川畑昌博
社会教育課長	斎藤晶
市民図書館副館長	工藤一也
総務企画課総務企画担当主査	市川樹一朗
総務企画課総務企画担当主任	賀野晃

○傍聴者0人

議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 議案審議

議案第1号 第四期石狩市教育委員会特定事業主行動計画の策定について
承認第1号 令和7年度一般会計予算（補正第7号）について

日程第3 教育長報告

日程第4 報告事項

- ①浜益学園校歌について
- ②第三期石狩市教育委員会特定事業主行動計画の取組状況について
- ③令和6年度 いじめ・不登校の状況について

日程第5 その他

日程第6 次回定例会の開催日程

開会宣告

（西田教育長）

ただいまから、令和7年教育委員会会議11月の定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名

（西田教育長）

日程第1 会議録署名委員の指名ですが、これは鈴木委員にお願いをします。

日程第2 議案審議

（西田教育長）

日程第2 議案審議を議題といたします。

議案第1号 第四期石狩市教育委員会特定事業主行動計画の策定について

(西田教育長)

それでは、議案第1号について、事務局より提案説明をお願いします。なお、報告事項②についても、関連する内容となりますので、併せて説明をお願いします。

(高石課長)

私から、まず、第三期石狩市教育委員会特定事業主行動計画の取組状況について報告させていただきます。

資料は報告事項の②8から9ページとなります。まず8ページをご覧ください。計画の数値目標が4項目あり、これにかかり、毎年度報告しているものであります。小学校、中学校毎にまとめており、上の数値が令和6年度、下のかっこ書の数値が令和5年度の数値となっております。

はじめに配偶者出産休暇であります、数値目標は男性職員一人あたり2日であります、取得状況平均は小学校が2.1日、中学校が2.5日となっております。

次に、育児参加休暇であります、数値目標は一人あたり3日であり、取得状況平均は小学校が4.8日、中学校が2.8日となっております。

次に、育児休業であります、数値目標は女性職員100パーセント、男性職員10パーセントであり、取得状況平均は、女性職員にあっては小学校で100パーセント（対象2名、取得2名）、中学校は対象者なし、男性職員にあっては小学校が0パーセント（対象3名、取得0名）、中学校が50パーセント（対象2名、取得1名）であります。

ここまでご説明した育児休業関連の休暇にあっては、対象者も、その内の取得者の数も少ないことから、割合の増減を一概に評価し難いことをご留意願います。

最後に、年次有給休暇であります、数値目標は職員一人あたり15日であり、取得状況平均は小学校が14.7日で、中学校が12.9日であります。

次に9ページをご覧ください。それぞれ年度別の数値目標4項目の状況を掲載しておりますので、ご確認願います。

この、数値目標4項目の第3期計画の10年間の推移に対し、改めて検討を加え、次にご説明する議案、第四期石狩市教育委員会特定事業主行動計画にあります、数値目標の達成状況の分析としたところであります。分析の内容については、次にご説明します議案で、ご説明致しますので、ご了承ください。

報告事項②については、以上となります。

引き続き、議案第1号「第四期石狩市教育委員会特定事業主実施数行動計画につ

いて」ご説明致します。

本件は、第3期石狩市教育委員会特定事業行動計画の計画期間が令和6年度までであり、新たな計画の策定が必要であることから、石狩市教育委員会事務委任規則第1条第1号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

それでは、資料1ページ、I 基本的事項の（1）をご覧ください。

急速な少子化への対応、また子どもが健やかに生まれ育成される社会の実現を目指した次世代育成支援対策推進法が平成15年に成立し、平成17年度から施行されました。

この法律の目指すところは、社会全体で仕事と家庭の両立が図られるよう理解を深めるとともに、事業主は雇用する職員のために子育てのしやすい労働条件の整備や取組を行うものであり、国や地方自治体は特定事業主として位置づけられ、行動計画の策定が義務付けられています。

次世代育成支援対策推進法の有効期限が10年間延長されたので、第3期計画に引き続き、この度新たな行動計画の策定が必要となりました。

本計画の基本的な建付けは、第3期計画と同様となります。変更となる点を中心に、第3期計画の数値目標の達成状況の分析、本計画による今後の取組及び数値目標など、順を追って抜粋し説明致します。

まず1ページ目の（2）計画期間についてですが、第3期計画は前期5年、後期5年の合計10年間としておりましたが、今回の計画は、北海道教育委員会の特定事業主行動計画と期間を合わせ、5年としたところであります。

次に、（4）石狩市立学校の職員にかかる計画の適用についてです。これまでと変わってはいませんが、子育てを基軸とした仕事と生活の調和の部分については、本計画により、本市立の学校職員に適用されているところですが、教職員の福利厚生制度や勤務時間等については任命権者である道教委の規則等を準用しておりますので、これまでの行動計画と同様に、道教委の考え方や計画等を踏まえて案としているところです。

なお、女性活躍の総合的な支援の部分は、女性の管理職登用などとなりますが、道教委の計画にて適用されるところであります。

次に2ページ目のIIこれまでの取組と評価です。

上段にて、（1）から（8）まで記載がありますが、これは前回計画の取組の具体的な内容となります。この点について、2ページ目の中段において総合的な分析評価を示しております。

また、●表示で2ページ下段から4ページにかけて、数値目標のある3項目をそれぞれ分析し評価しております。

●1つ目の項目は、妊娠中及び出産後における支援・配慮であり、その内訳として、i 「配偶者出産休暇」、ii 「育児参加休暇」の取得日数となっています。

i) 男性職員一人あたりの「配偶者出産休暇」の取得日数です。

まず、グラフとその右の表の説明となります。グラフは前回計画 10 年の状況であり、少し小さく表示されていますが、数値目標が各年度示されています。右の表は参考となります。当該数値目標対象者と取得者の各年度の人数を掲載しています。これから説明します残りの数値目標のグラフ、表も同様となりますので、以降の説明は割愛致します。

改めまして、「配偶者出産休暇」の取得日数です。この休暇は、制度上 3 日以内を限度とされているところ、2 日を目標としています。

直近 3 年において数値目標を上回っており、今後においても、引き続き最大 3 日の取得が可能となるように努めていく必要があると認識しております。

ii) 男性職員一人あたりの「育児参加休暇」の取得日数です。

この休暇は、制度上 5 日以内を限度とされているところ、3 日を目標としています。多くの年度において数値目標を下回っており、当該休暇を取得しやすい風土の醸成とともに、性別によることなく、共に子育てをすることの重要性についての理解の深化を推進する必要があると認識しております。

● 2 つ目の項目は、3 ページ目の中段、育児休業等の取得促進です。

この制度は、3 歳未満の子を養育するとき、その子が 3 歳に達する日まで、母親、父親のどちらでも取得が可能な制度であります。

右下の参考の表をご覧下さい。女性においては小、中の勤務にかかわらず対象者がいれば全員取得しております。

一方、男性（子どもが生まれたばかりの旦那さん）は、前期と比べ後期においては、全体的な向上基調が見られます。また、右下の参考の表に人数の記載がありますが、対象者が減少傾向にある中で、近年、取得者が見られる点に鑑みれば、制度の理解が浸透していると推察されます。引き続き、職場全体の意識改革や機運の醸成に努め、取得率の向上に取り組んでいく必要があると認識しております。

● 3 つ目の項目は、4 ページ、休暇等の取得の促進です。

年次有給休暇は勤務年数によって変わるところですが、基本的には 20 日が毎年付与され、次年への引継ぎ含め最大 40 日が付与限度であり、目標は 15 日取得としています。

多くの年度で数値目標を下回っています。特に中学校に勤務する職員について数値目標になかなか届かないという実態が見られます。引き続き、年休を取得しやすい職場環境づくりが必要と考えられます。

次に 4 ページ目の中段以降、Ⅲ 今後の取組及び数値目標です。

取組の具体的な内容となり、（1）から（7）まで、7 つの取り組みを記載しております。

前回計画は8つの取り組みがありますが、今回は、前回計画の（5）時間外勤務の縮減等の記載を削っており、他は同様の取組としております。

この時間外勤務の縮減等については、本計画と関連性はあるものの、その内容は、別計画「石狩市立学校における働き方改革推進計画（第3期）」（計画期間は令和6年度から令和8年度の3年間）での主要な項目である時間外在校等時間の削減であり、子育て中であるか否かを問わず、全教職員において達成すべき内容であることから、その計画の中で適切に対応を行うものとし、本計画では重複のないよう、記載を削っているところです。

また、各取組では主語に市教委、管理職員と実施主体を記載しております。

それぞれの役割を簡単に申し上げますと、市教委は整備されている子育て制度を利用していただくよう学校への情報提供をしっかりと行い、代替措置の確保に努めること、管理職は所属職員への周知・相談をしっかりと行いながら、職員の安全や健康への配慮、校内においての各種制度を利用しやすい職場の雰囲気づくりと職員の協力体制の構築に努めること、などが以下の具体的取り組み項目において一貫している行動としております。

次に、具体的な内容となりますが、（1）子育てに関する各種制度の周知・理解促進です。

ここでは行動計画の取組を効果的に進めるためには、まずは子育てに関する様々な制度について、子育て中の職員だけでなく職場の全ての職員に周知し、理解してもらうことが必要であることから、そのための役割を記載しております。

（2）妊娠中及び出産後における支援・配慮です。

妊娠出産にあたり、女性職員が安心して産前産後休暇等の制度の利用ができるよう、職場全体が積極的にコミュニケーションを図り意向を把握することをベースとし、職場全体で業務へのサポート体制の構築や円滑に復帰できるよう必要な対応を行うなど、管理職が進める必要があります。妊娠期間中における体調不良や出産に伴う休暇・休業などに際し、職場に対して負い目を感じることのないような環境づくりが望まれます。

妊娠、出産、子育てに係る様々な制度は、女性職員にはおおむね浸透している状況にあると思われますが、一方で父親になる男性職員には一定程度浸透していると思われるものの、周りの理解も含めて、より浸透が必要と思われます。特に、配偶者出産休暇、及び、育児参加休暇の取得が図られるよう、管理職の働きかけが重要と思われます。

数値目標としては、先にご説明した分析・評価を反映し、1の男性職員の「配偶者出産休暇」の平均取得日数は2.5日と設定し、前回計画より目標を上げております。また、2の男性職員の「育児参加休暇」の平均取得日数は、前回計画と同様3日としております。

（3）の育児休業等の取得促進です。

子どもが3歳になるまでに子育てに専念したい場合には、父親母親とも育児休業の取得が可能になっており、休みが長期にわたることから、必要となる代替職員の確保に努めることや、育児休業等を取得した職員の職場復帰に向けたサポートに努めるなど、育児休業等の取得をためらわない風土の醸成等を、市教委及び管理職員が行います。

また、管理職員は、特に男性職員に対し、出生時より積極的な育児参加が父親としての意識を醸成し、その後の子育てへの考え方を形成する上で極めて重要なことの理解促進を図り、育児休業等の積極的な取得を奨励します。

数値目標としては、1の女性職員の育児休業の平均取得率は、前回計画と同様としており、2の男性職員の育児休業の平均取得率は、先にご説明した分析・評価を反映し、前回計画10パーセントのところ20パーセントまで上げております。

（4）弾力的な勤務形態の周知・促進です。

ここは北海道教育委員会の行動計画に基づいて、前回計画策定時に、新たに項目立てをしたものであります。

管理職員は、ライフステージの変化に合わせ、育児短時間勤務や育児部分休業等、弾力的な勤務形態を積極的に取得できるよう、職場環境づくりの推進、業務分担の見直しや体制整備を図るというものです。子育ては短期的なイベントではないことから、育児休業期間後も子育てと仕事を両立することができるよう、長期的展望の下で職場環境の充実を図る必要があります。

（5）休暇等の取得促進です。

教員はおおむね長期休業中に年次有給休暇を取得することが多くなりますが、子育て中の職員以外もしっかりと体を休めてリフレッシュしていただくよう、職員間で意思疎通を図り、計画的に年休を所得していただくよう管理職員はお願いをしているところです。数値目標としては、先にご説明した分析・評価を反映し、1年間当たりの平均年休取得日数は、前回計画と同様15日としております。

（6）介護を行う職員の両立支援です。

道教委の前回の行動計画から除かれた項目であります、石狩市教委は独自項目として前回計画に盛り込んでいる部分となり、引き続き掲載しています。

（7）地域や職場を通じた子育て支援です。

この項目は、北海道の行動計画に基づいており、労働者の仕事と生活の調和に対し、ダイレクト感は少し薄れますが、子どもや子育て世帯が中心にあり、それを地域や職場が温かく見守ることにより、結果としてワークライフバランスにつながって行くような施策イメージであります。前回計画に引き続き、掲載して

います。

Ⅲ今後の取組及び数値目標の説明は以上となります。1ページ目に戻って(3)計画の推進体制をご覧ください。

①に記載のとおり、本計画の実施状況を毎年度把握し、その結果を踏まえて、その後の対策の実施や計画の見直し等を行います。

②に記載のとおり、取組状況はこれまで同様、毎年度公表します。

最後になりますが、今後しっかりとこの計画の趣旨が教職員の皆さんに伝わり、しっかりと職場全体でサポートしていただく意識をもっていただくよう周知を図っていきたいと思います。以上です。

(西田教育長)

ただいま、提案説明のありました議案第1号及び報告事項②につきまして、ご意見、ご質問等はありませんか。

(朝倉委員)

学校管理職の方たちと共に「弹力的な勤務形態」を作っていくというお話がありましたが、それに当たりまして、今現在学校が抱えている「困りごと」というのは、具体的にどのようなものがあるのでしょうか。

(高石課長)

管理職が出産、育児に関わる制度等を熟知したうえで、それぞれの家庭の生活スタイルに合った休暇制度等を取れるように促すことや、職員に周知、理解してもらって取れるように取りはからうという趣旨での弹力的な勤務形態という項目となりますので、具体的な「困りごと」がありそれに対応するという趣旨ではございません。

(朝倉委員)

ありがとうございます。

(西田教育長)

他にございませんか。

(鈴木委員)

男性の育休取得について、社会全体としては増えてきていると思いますが、教職員においては取得が難しい状況ではないかと思いました。国の施策で公立の小中学校や特別支援学校において、育休や産休予定者の代替教職員を前倒しで

年度当初から配置できるというお話を聞いたことがあります、そのような制度は活用されていますか。

(高石課長)

育休取得要件に該当した教職員について、市教委が間に入り、道教委と調整し、可能な限り配置できるよう北海道に対して働きかけているところで、実際に配置された職員もおります。

(鈴木委員)

わかりました。代替の教職員がいることにより周りの教職員の負担も軽減されます。制度の活用を浸透させることで、休暇も取りやすい環境になると思いました。

(西田教育長)

他にございませんか。

【意見・質問なし】

(西田教育長)

他にご意見等がないようですので、議案第1号について、原案通り可決し、報告事項②について了解ということで、よろしいでしょうか。

【異議なし】

(西田教育長)

ご異議なしと認め、議案第1号について、原案通り可決し、報告事項②について了解しました。

承認第1号 令和7年度一般会計予算（補正第7号）について

(西田教育長)

次に、承認第1号について、事務局より提案説明をお願いします。

(笠井課長)

私から、承認第1号 令和7年度一般会計予算（補正第7号）について、ご説明いたします。議案は2ページになります。

本補正は当面急を要する経費について、所要の措置を講じようとするものであり、先の10月定例会におきまして、総額3,866万6,000円の議決をいただいたところですが、今般、国の経済対策等に鑑み、光熱費及び燃料費につきましては、今後の市議会にて提案することで全庁的に整理されました。

従いまして、総額3,866万6,000円から、光熱費及び燃料費を減額し、人事院勧告に基づき改定された会計年度任用職員の報酬を、4月に遡り支給するための補正予算として、総額1,186万7,000円を本日開会の第4回市議会定例会へ提案し、議決をいただいたところです。

このことにつきまして、石狩市教育委員会教育長事務専決規程第2条第1項の規定に基づき、専決したことから、同条第2項の規定に基づき報告し、本定例会での承認を求めようとするものであります。

ご承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

(西田教育長)

ただ今、提案説明のありました承認第1号につきまして、ご意見、ご質問等はありませんか。

【意見・質問なし】

(西田教育長)

他にご意見等がないようですので、承認第1号について、承認ということで、よろしいでしょうか。

【異議なし】

(西田教育長)

ご異議なしと認め、承認第1号について、承認しました。

以上で、日程第2 議案審議を終了します。

日程第3 教育長報告

(西田教育長)

次に、日程第3 教育長報告を議題とします。

11月定例会での教育長報告につきましては、お配りしております資料をご覧いただきまして、報告に代えさせていただきたいと思います。ご質問等ございませんか。

(鈴木委員)

11月12日の石狩教育局義務教育指導官面談と、11月26日の樽川中学校特別支援学級教育長訪問につきまして、どのような内容か教えてください。

(西田教育長)

11月12日の石狩教育局義務教育指導官面談は、石狩教育局の義務教育指導官が各小中学校を回り、校長と面談しました。年2回実施で、面談内容の報告に教育長室に来ていただき、澤口次長と私が説明を聞き、意見交換しました。年明けにもう一度ありますので、同様に報告をいただくことになっております。

11月26日の樽川中学校特別支援学級教育長訪問は、今年で4年目になりますが、特別支援学級の生徒が総合学習を使って滑り止め用の砂の入ったペットボトルを230本作り、そのうち教育関連施設用として130本を教育委員会に寄贈していただきました。401会議室に9名の支援学級生が来庁し、表彰状をお渡しし、少し懇談を開き、最後に全員で写真撮影をして終了しました。

現在、庁舎、市民図書館、りんくるに置かせていただいております。

ペットボトルのラベルがすべて違うデザインとなっており、子どもたちがそれぞれ作った物で、なかなか面白い作品となっております。庁舎の出入り口にありますので、お帰りの際にでも見ていただければと思います。

なお、昨日の北海道新聞にも掲載されております。

(鈴木委員)

わかりました。ありがとうございます。

(西田教育長)

他にありませんか。

(松尾委員)

11月4日の令和8年度石狩市教育予算要望書受領ということで、来年度はどういうなご要望いただいておりますでしょうか。

(中西部長)

毎年度様々なご要望をいただいており、消耗品、学校修繕費、またソフト面では教職員研修に対する支援など多々いただいており、我々としましても令和8年度予算に向けて財政当局とは協議させていただいております。要望の実現に向け、今年度中にできることは速やかに今年度中に実施することも含め、予算面等調整中です。

(松尾委員)

わかりました。一点要望ですが、現場と教育委員会のキャッチボールができる大事なところと思いますので、例えば次回の勉強会等で我々の目にも触れさせていただける機会があれば嬉しく思います。

(西田教育長)

わかりました。

他にありませんか。

【質問なし】

(西田教育長)

ご質問等がないようですので、教育長報告について、了承ということでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(西田教育長)

ご異議なしと認め、教育長報告については了承いただきました。以上で日程第3 教育長報告を終了いたします。

日程第4 報告事項

(西田教育長)

次に、日程第4 報告事項を議題とします。報告事項① 浜益学園校歌について、事務局から説明をお願いします。

(笠井課長)

私から、報告事項① 浜益学園校歌について、ご報告いたします。

お手元の会議資料7ページと、本日お配りしました報告事項① 追加資料浜益学園校歌作成にかける想いをご覧ください。

浜益学園の校歌につきまして、本年3月の定例会にて、浜益学園の校章の決定と併せて、浜益小学校の吉弘先生に校歌作成の依頼を行うことについて、ご報告しておりましたが、この度校歌が完成し、今月11日に開催された浜益小中学校の学校運営協議会にて、校歌について承認されましたことから、ご報告するものです。

それでは、校歌をお聞きいただければと思います。

～校歌再生～

報告事項①につきまして、以上であります。

(西田教育長)

ただ今、事務局から報告がありましたが、この件について、ご質問等ありますか。

(松尾委員)

小学校1年生から中学校3年生までが同じ歌を歌いますので、作成は難しかったと思いますが、とても歌いやすく味わい深い歌を作っていただいたと思います。ありがとうございました。

(西田教育長)

他にありませんか。

【質問なし】

(西田教育長)

他にご質問等がないようですので、報告事項①について、了解ということでおろしいでしょうか。

【異議なし】

(西田教育長)

ご異議なしと認め、報告事項①を了解しました。

次に、報告事項③ 令和6年度 いじめ・不登校の状況について、事務局から説明をお願いします。

(山本課長)

私から、令和6年度 いじめ・不登校の状況についてご説明いたします。

はじめに、いじめの状況ですが、(1)の認知件数の推移は表の右端が令和6年度の状況となっており、小中合計で952件、前年度から19件の減少となっています。

認知件数については、多いから悪い、少ないから良いという指標ではありませんが、学校の組織的な対応が徹底され未然防止につながったものと考えております。

ます。

表の下段に 1,000 人当たりの比較を記載していますが、小学校・中学校どちらも全国・全道よりも高い状況となっています。これは、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義である、嫌な思いをしたものといじめとすることの理解が広がり、いじめの積極的認知に繋がったこと、また、特に北海道教育委員会からは、空振り OK 見逃し NG、いじめの芽やいじめの兆候もいじめとして対応し、早期発見早期対応に努めることと指導されており、市教委としても、その部分を各学校に伝えていますので、そこが実践できているものと分析しています。

次に、(2) いじめの発見のきっかけをご覧ください。

各学校では、年2回児童生徒に対していじめに関するアンケート調査を実施しており、小学校・中学校ともにアンケートからの発見が9割近く高い割合になっています。

次に、(3) いじめの態様をご覧ください。

どのような内容のいじめが多かったのかということを順位付けしておりますが、「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が、小学校では 40.6 パーセント、中学校では 57.1 パーセントと高い割合となっています。

昨今、SNS 等を起因としたいじめの報道を目にすることがあるかと存じますが、本市においては、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」という項目が、中学校では 11 件で 5.6 パーセントの 4 番目、小学校では 10 件で 0.9 パーセントと 9 番中 8 番目となっており、あまり高くない状況となっています。

次に、(4) いじめ重大事態発生件数をご覧ください。

いじめの重大事態は、いじめ防止対策推進法により、上段の同法第 28 条第 1 項第 1 号は、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、下段の第 2 号は、児童等がいじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるときと定義されています。令和 6 年度については、2 号重大事態が、小学校中学校それぞれ 1 件ずつの計 2 件発生しています。

次に、(5) 学年別の件数をご覧ください。

小学校は少しばらつきがありますが、小学校・中学校ともに学年が進むにつれて減少傾向となっています。

最後に、右下には、現状と取組について記載していますが、教育支援主事が学校訪問を行った際に、いじめ防止対策推進法や基本方針の取り扱いについて確認しているほか、いじめの調査時や校長会の研修会においても、いじめ対応について伝えています。

また、道教委作成のコンパスの考え方について、サマーセミナーで研修を行い、

各事案について、学校と市教委が連携して組織的に対応することを確認しています。

次に、不登校の状況ですが、（1）の不登校児童生徒数の推移は表の右端が令和6年度の状況となっており、小中合計で286件、前年度から4件の増加となっています。

11年連続の増加となりましたが、増加傾向に歯止めがかかっている状況です。これは、各校で校内教育支援センターの設置が進み、自分の教室ではない居場所が確保されたことが一因として挙げられると考えております。

次に、（2）新規・継続別の状況をご覧ください。

小学校、中学校とも新規の割合が、前年度より減少しております。新規者数が減っていくことは新たに不登校を生まないこととなりますので、今後の継続者数が減る要因に繋がるものと考えております。

次に、（3）学年別人数をご覧ください。

小学校中学校ともに学年が上がるにつれ徐々に増加傾向となっています。また、中学校高学年ほど人数が多くなっていますが、小学校から中学校と環境が大きく変わり、なかなか適応できず不登校になるケースが多くなる状況となっています。

次に、（4）不登校児童生徒について把握した事実をご覧ください。

不登校になった理由について把握した数値となっています。さまざまな要因が複合的に重なって不登校という状況になっていますので、一人に対して複数の事実が該当になっていることもあります。

表の下の部分、小学校・中学校ともに、「生活リズムの不調に関する相談があった」、「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった」、「不安・抑うつの相談があった」が、それぞれ高い状況となっています。

右下には、現状と取り組みについて記載していますが、長期欠席児童生徒の通知書を活用し、一人ひとりの今後の対応について、各学校と共有し、SSWが連携することで、学校と市教委が組織的に対応することを確認しています。

また、学校に登校できるけど自分の学級に入ることが難しいなど不登校の兆候が見られる児童生徒が、別室において自分のペースで学習したり相談ができる校内教育支援センターを令和6年度は7校に設置し、教育支援員を1名ずつ配置しています。加えて、令和7年度は新たに小学校3校に設置していますので、現在は合計10校の設置となっています。

私からは以上となります。

（西田教育長）

ただ今、事務局から報告がありましたが、この件について、ご質問等ありませ

んか。

(松尾委員)

校内教育支援センター設置により、きめ細かい対策ができてきていると思いました。

令和7年度に小学校6校、中学校4校という状況は、基本的に不登校の児童生徒のいる学校のカバーはある程度できているという理解でよろしいでしょうか。

これからもまだ拡張していかなければならない状況なのか、とりあえずこの対策に関してはこれぐらいで、次に何かするのかという状況かというところを確認させてください。

(山本課長)

令和6年度の小学校6校、中学校4校につきましては、各学校に校内教育支援センターを設置しないかということで呼びかけをした中でこれらの学校が設置しており、令和7年度も新たに設置しておりますので、令和8年度以降も各学校で設置していただくという考えでおります。

(松尾委員)

ニーズのある所には配置し終わっているのでしょうか。

(山本課長)

ニーズのある所には配置しており、今後も各校にあった方がいいと思っておりますので、お声掛けはさせていただいております。

(松尾委員)

わかりました。

(西田教育長)

他にございませんか。

(朝倉委員)

いじめの認知件数について質問があります。

発見のきっかけとして、アンケート調査など学校の取り組みにより発見したという事項が、小中学校共に見られます。これについて、以前からの取り組みにより発見されたいじめと思われる行動が解決されておらず、翌年もまたカウントされる重複がないか疑問がありました。認知件数が増えていくこと自体は問

題ではなく、大人に伝えられるようになってきたということは望ましいことだと思いますが、発見されたいじめが解決されているのか、おそらくこの調査では分からぬ部分だと思います。発見されたいじめがどの程度解決に向かったかを把握する取組は何かされているのかお伺いします。

(山本課長)

いじめ解消の部分ですが、その行為が止んでから3か月程度いじめ行為が続いているない、対象児童生徒が嫌な思いをしていない確認をした段階で「いじめの解消」と定義されております。その部分は各校が徹底し、令和6年度のいじめにつきましては、全て確認した上で解消ということで整理をしております。そのため件数につきましては、重複ではなく新たないじめということで考えております。以上です。

(朝倉委員)

ありがとうございます。

(西田教育長)

他にございませんか。

【質問なし】

(西田教育長)

ご質問等がないようですので、報告事項③について、了解ということでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(西田教育長)

ご異議なしと認め、報告事項③を了解しました。

以上で、日程第4 報告事項を終了します。

日程第5 その他

(西田教育長)

次に日程第5 その他を議題といたしますが、教育委員の皆さんから何かございますか。

【意見なし】

(西田教育長)

事務局からありませんか。

(齊藤課長)

私から、令和8年石狩市はたちのつどいについてご説明いたします。

はたちのつどいは、はたちの節目を迎えた石狩市民の新しい門出を祝福し、社会の一員としての責任を自覚する機会とし、厳粛で温かみのある式典にしたいと考えております。

主催は石狩市及び石狩市教育委員会、日時は令和8年1月11日（日）14:00から、会場は花川北コミュニティセンターです。

対象者は平成17年（2005年）4月2日から平成18年（2006年）4月1日生まれの方、延べ560名で昨年より若干減少しております。

内容は資料記載のとおりになりますが、オープニングは福島さゆりさんのフルート演奏を行います。

福島さんは石狩市出身の音楽家であり、東京学芸大学や東京芸術大学大学院で音楽を学ばれ、これまで様々な音楽コンクール等での受賞歴を持ち、2021年2月からは札幌交響楽団でフルート奏者として活躍されております。

オープニング演奏の後、市長の式辞、議長の祝辞、恩師からのメッセージ、そしてはたちの誓いを行います。終了予定時刻は14:40を予定しております。

私からの説明は以上です。

(西田教育長)

ただ今、事務局から報告がありましたが、ご意見等ありませんか。

【意見なし】

(西田教育長)

意見等がないようですので、その他を了解ということでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(西田教育長)

それでは、その他を了解しました。

以上で日程第5 その他を終了します。

日程第6 次回定例会の開催日程

(西田教育長)

次回定例会については、12月19日の金曜日、午後1時30分からの開催を予定しております。よろしくお願い申し上げます。

閉会宣言

(西田教育長)

以上で、11月定例会の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和7年教育委員会会議 11月定例会を閉会いたします。

閉会14時31分

会議録署名

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和7年12月19日

教育長 西田 正人

署名委員 鈴木 里美